

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、経営の透明性を確保して、健全で継続的な企業価値の向上を図ることが、経営上の最も重要な課題と認識しています。この課題に取り組み、株主その他のステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくために、以下のコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。また、今後この体制をさらに強化し、その機能を定期的に検証して、必要な施策を実施することが、重要であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則3-1-3>

(1) サステナビリティについての取り組み

当社はDITグループ行動指針に環境に配慮した事業活動及び、環境問題と個人の活動を定め、環境問題に真摯に取り組むと同時に、事業活動に対する社会からの理解を得るよう努めております。

中期経営計画に記載の通り、従業員の福利厚生の充実、女性の役職登用等による多様性の推進、ガバナンスを重視した適切な事業経営を行うとともに、セキュリティ商品や働き方改革関連商品など自社商品・サービスの導入により、快適で安全なインターネット社会、社会の生産性向上を推進し、環境や社会への貢献と会社成長の両立を目指してまいります。

(2) 人的資本や知的財産への投資等

人的資本への投資

中期経営計画で「持続的成長を可能にする経営基盤の確立」を基本戦略とし、会社の財産である社員を増やし育成する「人財」創りを主要施策としております。

新卒採用、中途採用の積極化、教育、研修制度の拡充・体系化、資格取得報酬制度の拡充を推進してまいります。

知的財産への投資

中期経営計画で「商品事業の加速と、次世代ビジネスの創造」を基本戦略とし、時代のニーズに適合する商品開発に継続して取り組むことで、研究開発・特許等の知的財産への投資を推進してまいります。

(3) 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響等

当社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が事業活動や収益等に与える影響について、TCFDの提言に沿った形で情報開示を進めております。

しかしながら、現時点では、気候変動が当社の事業や財務に及ぼす具体的な金額的影響額の算定・開示には至っておりません。今後は、データの整備および分析を進め、定量的な評価・開示の実現に向けて検討を進めてまいります。

<補充原則4-1-3>

現在の当社代表取締役社長である市川聡は、2018年7月1日に最高経営責任者である社長に就任しました。今後、当社にとっての後継者計画の在り方や有事の場合の対応などについては、取締役会が、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて検討してまいります。

<補充原則4-2-1>

取締役の報酬の方針・手続については、取締役会が、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて決定してまいります。中長期的な業績と連動する報酬等の設計として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合の設定については、引き続き検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4>

政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、ステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるとの基本的考え方のもと、取引先や業務提携先などの重要なステークホルダーとシナジー効果が期待できる場合には、当該企業の株式を政策的に保有いたします。株式を新規に取得する場合は、その目的を明確にするとともに、取得後は取引状況等を定期的に検証し、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できないと判断した場合は、売却等の方法により縮減することとしております。

政策保有株式の保有の適否の検証内容について

政策保有株式の保有の適否は、年に一度、取締役会において、中長期的な企業価値向上への貢献度を検証し、継続保有の適否を確認しております。

政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を決定いたします。

<原則1-7>

当社は、取締役の競業取引及び取締役と会社間の取引は、取締役会の決議事項としており、当該取引が当社の利益を害することがないよう確認を行っております。

<補充原則2-4-1>

1.中核人材の登用等における多様性確保につきましては、DITグループ行動指針に、性別・年齢・出身地・国籍・人種・民族等による差別をせず、人権を尊重すると定めております。

中核人材の登用における多様性の確保の現状及び今後の目標は以下の通りです。

女性の登用：2025年6月末現在の当社における女性管理職は9名、管理職に占める割合は7.8%です。

今後も能力ある女性を積極的に管理職に登用し、女性管理職比率を20%とすることを目指します。

中途採用者の管理職への登用：当社は従来から中途採用者の数が多く、既に管理職の中途採用者比率は70%超であるため、特に今後の目標は定めておりません。

外国人の登用：外国人の採用は、新卒採用を中心に行っておりますが、2025年6月末現在10名で1%未満です。今後も新卒、中途を問わず、能力のある人材については積極的に採用を行ってまいります。

2.多様性確保のための方針につきましては、中期経営計画にも記載しておりますが、中長期的な企業価値向上に向けた経営基盤強化施策として、強い企業であるための組織・制度等の「仕組み」作り、社員が働き甲斐をもって仕事ができる「環境」作り、会社の財産である社員を増やし育成する「人財」創りに努めてまいります。

<原則2-6>

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しています。

従業員に対し、入社時に制度の説明を行っており、社内インフラを利用した運用商品の選定や資産運用に関する教育機会を提供しております。

確定拠出年金e-ラーニングは、まず基本編を受講してもらい、基本編受講済者には、応用編を提供し、継続的に教育を実施しています。

<原則3-1>

()経営理念、経営戦略、経営計画等につきましては決算説明会等を開催すると共に、決算説明会資料として当社ホームページ(以下のURL)にて公表しております。

【決算説明会資料】<https://www.ditgroup.jp/ir/kessan.html>

()コーポレートガバナンスへの取り組みを当社ホームページ(以下のURL)にて公表しております。

【コーポレートガバナンス】<https://www.ditgroup.jp/ir/governance.html>

()取締役の報酬につきましては、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、取締役会が、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を踏まえて決定しております。

()取締役の選任につきましては、取締役会が、指名・報酬委員会へ諮問し、その答申の結果を踏まえ、株主総会に提出する選任議案の決議を行ってまいります。また、取締役の解任提案につきましては、取締役会規則を踏まえ、取締役会が、指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を踏まえて決定してまいります。

監査役の選任につきましては、選出基準を規程として設けており、代表取締役社長が各候補者の実績、見識、経験等を総合的に判断したうえで、監査役会にて審議・決議を経て同意を得たうえで取締役会に提案し、取締役会の決議を経て株主総会に議案として提出しております。また、監査役の解任提案につきましては、監査役会規則を踏まえたうえで、監査役会において決定しております。

()株主総会招集通知におきまして、個々の選任・指名理由を公表しております。また、解任があった場合には、解任理由を公表いたします。

<補充原則4-1-1>

取締役会は、取締役会規則に記載の事項につきまして決議をしております。取締役会の決議事項以外の内容につきましては、その内容の規模、性質を鑑み、取締役及び監査役も出席する経営会議にて議論し、然るべき機関等に業務執行を委任しております。

また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、業務分掌等につきましても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しながされる仕組みを構築しております。

<原則4-9>

独立社外取締役の選任にあたりまして、候補者は一般社団法人日本取締役協会の定める「取締役会規則における独立取締役の選任基準」に準拠しております。

<補充原則4-10-1>
当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とし、指名・報酬委員会の独立性、客観性を確保しています。指名・報酬委員会では、取締役会の諮問を受け、取締役候補者の指名、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申します。

<補充原則4-11-1>
当社は取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、知見に優れた候補者を選定しております。社外取締役は、会社経営者として豊富な経験と高い専門知識を有する方を選定し、取締役会全体としてのバランス、多様性に配慮した体制を構築し、取締役会の実効性を確保しております。

また、当社の監査役会は、常勤監査役1名、独立社外監査役2名で構成しており、高い専門知識を有する方を選定し、監査役会の実効性を確保しております。また、会計監査人との連携を密にすることで、十分な監査が行える体制としております。

取締役会の実効性に関しては、外部の専門機関のサポートを受けながら定期的に分析・評価を行っており、その機能の向上に努めております。

なお、スキルマトリクス図は当社招集通知の9ページを参照ください

<補充原則4-11-2>
取締役並びに監査役の他の会社との兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で毎年開示しております。

<補充原則4-11-3>
当社の取締役会は、毎年度、取締役会の実効性評価を実施しております。

本年度の実効性評価も、客観性・透明性を担保するため、外部機関のサポートを受け、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の構成と運営等の項目に関するアンケートを行う方法で実施いたしました。

アンケートの分析の結果、評価については前回から微増となり全般的に高い水準を維持しております。

前年度に課題として挙げられた、持続可能性を意識した経営や人材育成に関しては、サステナブル委員会および人的価値向上委員会の発足により、取り組みの「見える化」が進み、期待とともに評価も向上しました。

全体として高い評価を得ているものの、事業ポートフォリオの最適化や経営資源の適切な配分については、他の項目と比較して評価がやや低く、この点については、戦略立案の基盤となる人材のポートフォリオ(能力・強み)および課題の可視化を進めることで、より最適化・適切な資源配分が可能になるとの意見が寄せられました。

当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上のため、抽出された課題へ対応することを通じて、引き続き、実効性の向上に努めてまいります。

<補充原則4-14-2>
当社では、取締役、監査役向けに、ガバナンス・コンプライアンス等の研修を行っております。また、取締役及び監査役が必要な知識を習得し、役割と責任を理解する機会として、当社の費用負担で適宜、研修等に参加できるようにしております。

<原則5-1>
株主との対話につきましては、社長をトップとして、関連部門が連携し建設的な対話が実現するように努めております。

また、個別面談以外の対話の手段の充実に係る取り組みとして、半期ごとにアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しており、経営企画部門にて投資家からのミーティングや電話等によるIR取材を積極的に受け付けております。さらに、個人投資家向けの説明会についても、複数回開催し、当社の事業内容や経営方針に対する理解促進に努めております。

対話において把握した株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策としましては、決算説明会における質問内容や、株主・投資家からの意見などを定期的に経営陣幹部に報告することにより、経営に活用しております。

インサイダー情報の管理に関する方策につきましては、株主、投資家との対話に際し、社内規程に則り、インサイダー情報管理を適切に行っております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取り組みの開示(初回)
英文開示の有無 更新	無し

該当項目に関する説明 更新

当社は、中期経営計画期間(2025年6月期～2027年6月期)において、ROE25%以上の維持を経営目標とし、資本コストを上回る収益性の確保に努めています。

また、株主価値の向上に向けて、キャッシュアロケーションに関する情報を開示するなど、持続的成長と資本効率の向上を図るとともに、適切な情報開示を通じて透明性を確保しております。

今後は、必要に応じて借入金の活用やM&Aなどの手段も検討し、資本効率をさらに高めながら、持続的な成長を実現してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NIインベストメント株式会社	2,000,000	13.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,519,300	10.25
市川 聡	1,093,500	7.38
YIインベストメント株式会社	1,000,000	6.75
FIインベストメント株式会社	950,800	6.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	627,500	4.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044(株式会社みずほ銀行決済営業部)	475,000	3.20
DIT社員持株会	471,240	3.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(株式会社みずほ銀行決済営業部)	182,970	1.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019(株式会社みずほ銀行決済営業部)	175,100	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

(2)大株主の状況の補足事項
2023年7月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書・変更報告書の訂正報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2020年6月8日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができま
せんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書・変更報告書の訂正報告書の内容は次のとおりであります。

株式会社三菱UFJ銀行	200,000株	1.29%
三菱UFJ信託銀行株式会社	171,600株	1.11%
三菱UFJ国際投信株式会社	313,900株	2.02%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	96,700株	0.62%
合計	782,200株	5.05%

2022年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2022年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができま
せんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社	718,900株	4.64%
----------------------	----------	-------

2023年8月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ジー・ダブル・アンド・ケー・インベストメント・マネジメン
ト・エルエルシーが2023年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年6月30日現在における実質所有
株式数の確認ができま
せんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

ジー・ダブル・アンド・ケー・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	1,247,450株	8.05%
--------------------------------------	------------	-------

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北之防 敏弘	他の会社の出身者											
小河原 茂	他の会社の出身者											
大熊 厚志	他の会社の出身者											
森 詩絵里	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北之防 敏弘	○	該当事項はありません。	大手金融機関において数々のシステム開発に携わり、また大規模システム開発のプロジェクト責任者も数多く経験され、経営のみならず、IT全般に関する幅広い知見、財務会計の知見を有しております。2019年9月に当社社外取締役へ就任後、これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただいております。当社の企業価値向上およびコーポレートガバナンス強化に資する人材であると期待されるため、要請したものであります。
小河原 茂	○	該当事項はありません。	事業会社において経営者としての豊富な経験と幅広い見識も有しております。またプロジェクトマネジメント経験が数多くあり、IT全般に関する幅広い知見を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけること、また、当社の企業価値向上およびコーポレートガバナンス強化に資する人材であると期待されるため、要請したものであります。
大熊 厚志	○	該当事項はありません。	国内、海外大手証券会社にてIPOや資金調達、株式の売却等の資本政策に関わる部門の責任者として従事し、日本の事業法人向けに、ESGトレンドを織り込んだ資本政策やエクイティストーリーの立案、中期経営計画の作成、IR戦略等の経験により、資本市場に精通しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけること、また、当社の企業価値向上およびコーポレートガバナンス強化に資する人材であると期待されるため、要請したものであります。
森 詩絵里	○	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけること、また、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス強化に資する人材であると期待されるため、要請したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取 締役

補足説明

取締役の指名及び報酬を決定するにあたり、透明性・客観性を高め、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、過半数が独立社外取締役に構成された指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行います。

1 指名に関する事項

- ・取締役会の構成に関する事項
- ・取締役の選任及び解任に関する事項
- ・代表取締役及び役付き取締役の選定及び解職に関する事項
- ・指名・報酬委員会の委員の選定及び解職に関する事項

2 報酬に関する事項

- ・取締役の報酬決定の方針及び手続に関する事項
- ・取締役の報酬の内容に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は緊密な連携のもと、監査内容・監査結果の情報交換を行っており、また、会計監査については、監査法人との間で監査結果についての意見交換等を行っています。

当社各部門及び子会社への内部監査の際は常勤監査役が同行し、また原則、毎月1回監査役会と内部監査室の情報交換を行っています。なお、四半期決算毎に三様監査連絡会を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 清明	弁護士													
石塚 健一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 清明	○	該当事項はありません。	鈴木清明法律事務所の代表を務める等、法律の専門家としての経験と知識を当社の監査に反映していただくため、要請したものであります。
石塚 健一郎	○	該当事項はありません。	弁護士としての専門知識・経験等が豊富でその経験を当社の監査に反映していただくため、要請したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度を導入しており、執行役員は年俸の10%が対象です。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

連結報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていませんが、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

取締役の報酬につきましては、取締役会規則により方針と手続を定めており、世間水準、経営内容及び社員給与とのバランスを考慮しており、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画部門及び総務部が社外役員のサポートを行っています。

取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、取締役7名うち社外取締役4名、監査役3名うち社外監査役2名の体制です。社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化又は監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置付けとなっています。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めています。また、監査役による取締役会での発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しています。

・経営意思決定機関として毎月1回定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適正な意思決定を行なっています。経営全般にわたる方針、戦略、計画などを検討、協議、決定し、また毎月の決算、業績の報告により、意思決定の迅速化と透明化及び責任の明確化を期しています。また、毎月1回以上開催される経営会議において、経営課題の共有、検討を行っており、重要事項について取締役会に付議することにより、意思決定の効率化を図っています。

・当社は監査役会を設置しており、監査役は、重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、業務執行状況を確認するほか、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行い、経営監視機能の強化を図っています。毎月の定時取締役会後に監査役会を開催し、監査上の問題点等について監査役相互の意見交換を行っています。なお、四半期に一度、定時取締役会に於いて四半期ごとの監査報告を行うために、定時取締役会開催前に監査役会を開催し、監査報告の内容について監査役相互の意見交換を行っています。また、内部管理体制の強化を目的として、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画に基づき各カンパニー及び子会社、全ての部門に対し内部監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、全てのステークホルダーに対し、透明性の高い効率的な経営を実現することがコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えています。監査役・監査役会の機能を有効に活用し、また取締役会の一層の活性化と公正で透明性の高い経営の実現を目的として、社外取締役を選任しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送の早期化に努め、法定期日より数日前には発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	6月決算なので、3月決算各社の集中日を回避できていると考えています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	要約の英訳版を作成し、当社ウェブサイトで公開しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	■ 適時開示に係る基本方針 当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し、正確な企業情報(1)を公平かつ適時・迅速な開示をすることで企業価値を適正に評価頂き、継続的な信頼関係を構築出来るよう努めてまいります。 (1) ・法定開示・・・金融商品取引法、会社法に基づく開示 ・適時開示・・・証券取引所の規則に基づく開示 ・任意開示・・・その他開示すべきと判断する企業情報 ■ 情報開示の方法 「適時開示規則」に該当する情報の開示は、株式会社東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet = Timely Disclosure Network)を利用して報道機関等に情報を公開するとともに、登録後は速やかに当社ホームページにも掲載します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会時に決算説明を定期的に行います。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度及び半期決算発表時に説明会を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎の業績報告を掲載いたします。決算情報及び決算情報以外でも適時開示を行った内容は全て掲載し、有価証券報告書及び半期報告書も掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部門	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	[DITグループ行動指針] 公正な市場競争を通じて、私たちが扱っている商品等を適正な条件で提供することが最大の顧客サービスであることを認識するとともに、独占禁止法の趣旨を遵守した活動を行います。 また、調達先の選定に当たっては、取引を希望する者に対し、公平なビジネスの機会を提供し、公正な選定を行います。
環境保全活動、CSR活動等の実施	[DITグループ行動指針] 環境法令と社内規則を遵守し、すべての事業活動において、環境にやさしい取組みを積極的に行います。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	[DITグループ行動指針] 適切な広報活動を通じて、会社の正しい評価・理解を得よう努めます。 さらに、会社の経営状況及び企業活動全般について正しくご理解いただくために、株主、お客様等に対し、適時・適切な情報開示に努めます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制基本方針」

当社は、健全で持続的な発展をとげるためにも内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要課題ととらえ、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法にもとづき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しています。

本方針は、当社及び当社の子会社の全ての役員(取締役及び監査役)並びに従業員(役員を除く執行役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー社員、派遣社員等含む以下「使用人」という)に適用されます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の行動指針である「DITグループ行動規範・行動指針」を制定し、「取締役会規則」とともに取締役にその実践を促します。

また、監査役は「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務の執行が法令等に適合することを確保するための監査をします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令及び「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報管理基本規程」、その他の社内規程に則り、適切に保存及び管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を定め、事業活動に伴う重要リスクへの対応計画を整備することにより、リスクの発生予防と発生した場合の影響を最小化することに努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会」を原則として月1回開催し、経営上の重要事項の方針決定及び業務執行状況の監督を行います。また、取締役の職務を効率的に執行するための執行役員制度を導入し、職務権限を適切に移譲します。

なお、社内規程により、職務権限、業務分掌等を定め、効率的な職務執行を確保するための分権をします。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の行動指針である「DITグループ行動規範・行動指針」を制定し、使用人にその実践を促します。また、使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するための内部監査体制を整えます。

6. 当社並びに当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「DITグループ行動規範・行動指針」及び「関係会社管理規程」を制定し、子会社の取締役にその実践を促します。

また、当社の内部監査人が子会社の内部監査を行い、子会社の業務の適正性を継続的にモニタリングします。

7. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社の「関係会社管理規程」及び「決裁権限規程」に基づき、特定の事項については、子会社の決議の前に当社に承認を求め、または報告することを義務付けるとともに、一定の基準を満たす事項については当社の取締役会決議事項とします。

8. 当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社のさまざまなリスクに対して、リスク管理委員会を通じて、適切な対応を行います。

9. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の職務の執行は、子会社が制定する規程類に基づき行うが、特定の事項については、当社の「関係会社管理規程」に従うものとします。

10. 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社の取締役及び使用人に対し、「DITグループ行動規範・行動指針」に基づき行動することを指導し、その実践を促します。

11. 監査役を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を内部監査室付とし、人事考課や異動、懲戒に関しては、監査役の同意を必要とする体制とします。

12. 監査役を補助すべき使用人への指示の実効性の確保に関する事項

監査役から監査の実施に必要な指示を受けた使用人は、その業務の執行中は取締役からの指揮命令を受けないものとします。

13. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「取締役会」、その他の重要な会議に出席し、取締役並びに使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

また、内部通報制度等の情報を適宜通知するとともに、内部統制システムに係る評価の進捗状況等の情報を提供します。

14. 子会社の取締役または使用人から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の監査役は、子会社への往査に際し、子会社の取締役並びに使用人から報告を受け、意見を聴取することができます。

また、子会社の取締役並びに使用人から報告を受けた者は、監査役に直接報告できるものとします。

15. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由に、不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の「内部通報規程」に基づき、通報者の保護を定めており、いかなる不利な扱いも行いません。

また、通報者に対し不利な扱いや嫌がらせを行った場合は、当該行為者に対し就業規則に従って処分を課します。

16. 監査役職務の執行に伴い生ずる費用の前払または償還など、費用または債務の処理に係る方針

監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的な費用については、前払または償還できることとします。

17. 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

使用人とは取締役を除く、執行役員及び従業員を指します。

整備状況につきましては、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、2019年6月期から運用評価を開始しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方として、当社は「反社会的勢力対応細則」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。

また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務部門を対応主管部署とし、警察等関連機関とも連携し対応します。整備状況としては、「反社会的勢力対策要領」を定め、具体的な確認方法をガイドしています。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役1名(社内監査役)と非常勤監査役2名(社外監査役)の3名体制です。取締役会は取締役3名と独立取締役4名の7名で構成され、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適正な意思決定を行なっています。

経営意思決定機関として取締役会を毎月1回定期的に開催し、経営全般にわたる方針、戦略、計画などを検討、協議、決定しております。取締役会は、毎月、決算・業績の報告を受け、意思決定の迅速化と透明化及び責任の明確化を図っております。

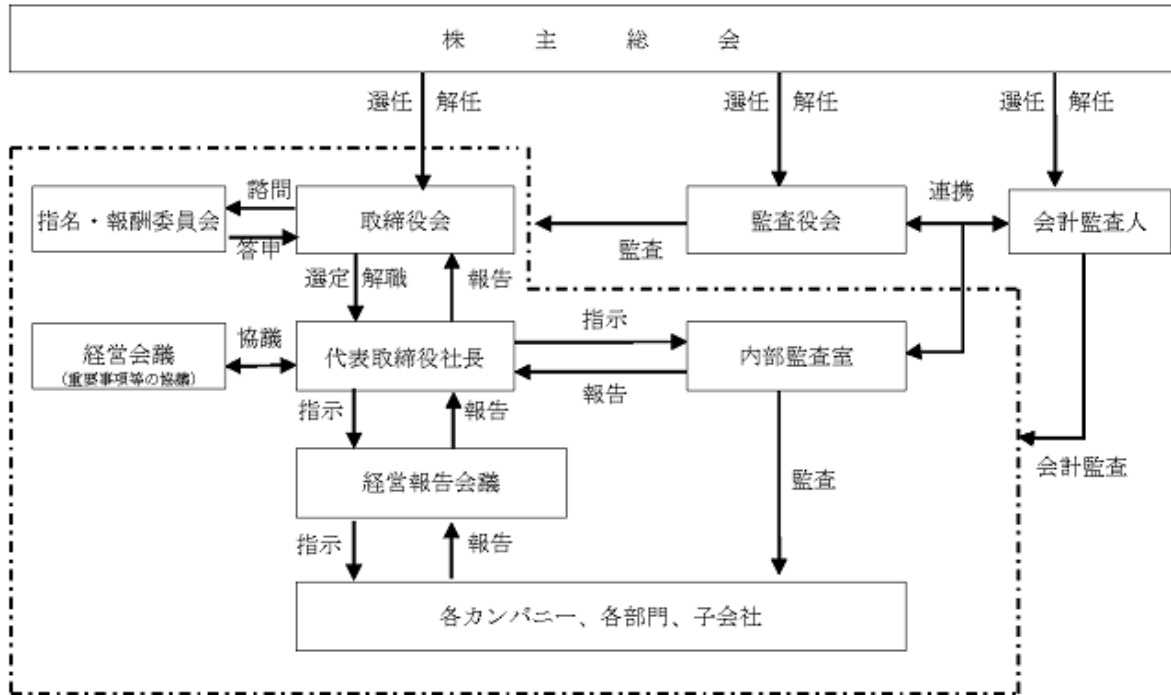
また、毎月1回以上開催される経営会議において、経営課題の共有、検討を行っており、重要事項については取締役会に付議することにより、意思決定の効率化を図っています。

毎月1回開催される経営報告会議では各部門から業績、業務等の報告を受け、課題及び、業績情報の共有化を図っております。

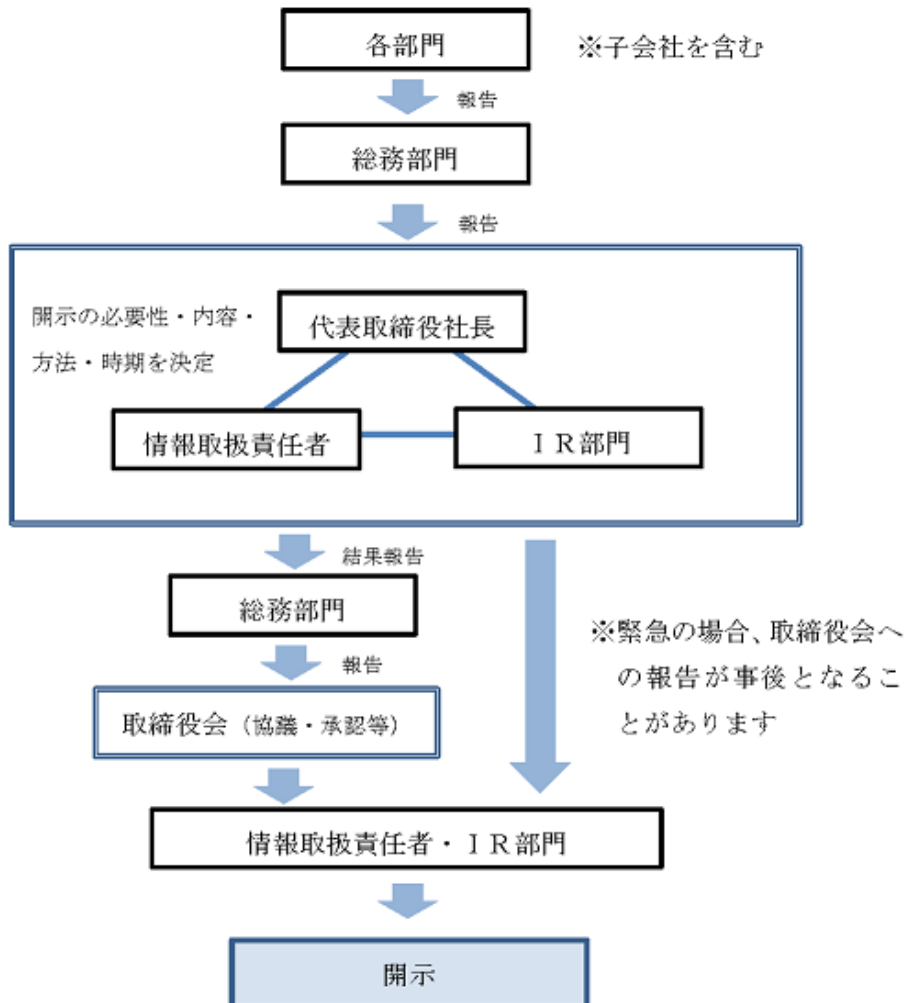
監査役は、毎月の定時取締役会後に監査役会を開催し、監査上の問題点等について監査役相互の意見交換を行っています。なお、四半期に一度、定時取締役会に於いて四半期ごとの監査報告を行うために、定時取締役会開催前に監査役会を開催し、監査報告の内容について監査役相互の意見交換を行っています。

内部管理体制の強化を目的として、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画に基づき各カンパニー及び子会社、全ての部門に対し内部監査を実施しています。

会社の機関・内部統制の関係



適時開示体制



以上